

放課後子ども教室「かみのやま寺子屋」実施要領

1 目的

児童が放課後等に安心して過ごせる安全な拠点（居場所）を創出し、地域内外の多様な人材が連携して世代交流を図りながら、子どもたちの居場所づくりに関わることを通して地域全体で子育てを支援する体制を構築するとともに、「学び・体験・交流」の機会を児童に提供し、様々な活動への参加を通して次代の地域を担う心豊かな人材の育成を図ります。

2 主催

上山市教育委員会

3 開催日時

小学校の授業がある平日の放課後に開催します。開催する時間帯は、曜日により異なりますが、概ね午後3時から午後5時までとなります。また、週末や夏休みには「特別プログラム」を開催する予定です。

4月～9月を前期、10月～3月を後期とし、夏休み明けに電子申請による後期継続の意向確認を行います。

4 開催場所

武家屋敷「旧曾我部家」（上山市鶴脛町一丁目7番38号）及び上山小学校体育館など

5 対象児童

上山小学校新2年～6年の児童

6 事業実施体制

（1）コーディネーター 1人

プログラムの企画、協働活動支援員及び協働活動サポーターの調整、学校及び保護者との連絡など

（2）協働活動支援員 1人以上

当日のプログラムを中心的に実施していただく活動団体の方、指導員など

（3）協働活動サポーター 1人以上

プログラムのサポートにご協力いただく活動団体の方、地域の方々、保護者の方など

7 加入する保険

公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」に加入します。

掛け金は、児童1人につき年額800円です。支払方法については、参加者へ別途通知いたします。

なお、指定された期間に保険料をお支払いいただけなかった場合、「かみのやま寺子屋」への参加は、保険料をお支払いいただいた翌月からの参加となります。

8 参加料

「かみのやま寺子屋」への参加は無料です。ただし、児童に提供するプログラムの内容によって発生する材料費等は各自ご負担いただきます。

9 児童の送り迎え

「かみのやま寺子屋」のプログラム終了後、参加児童は徒歩で帰宅となります。

ただし、バス通学の児童と、プログラム終了時間が学校で定めている帰宅時間を過ぎる日は大人の方の迎えが必須となります（10～3月）。児童の安全のため、駐車場や車内で待たずに開催場所までお迎えをお願いします。

【4～9月】

【10～3月】

学校で定める帰宅時間が遅いため徒歩で帰宅

学校で定める帰宅時間が早くなるため、**火曜日と6校時下校（委員会活動等含む）の児童はお迎え必須**

上山児童館を利用している児童は、プログラム終了後に上山児童館へ帰りますので、お迎えはそちらへお願いいたします。

かしのき放課後児童クラブを利用している児童が参加する場合は、かしのき放課後児童クラブをお休みしていただくことになります。参加申込前にかしのき放課後児童クラブにご相談ください。

また、緊急時（児童の体調不良やケガ等）には個別にご連絡しますので、開催場所へ速やかにお迎えをお願いいたします。

10 活動場所と活動内容および活動時間

体験交流・学習支援は武家屋敷「旧曾我部家」で行いますが、活動内容によっては上山小学校体育館で行います。体験交流の内容は現在の予定ですので変更の場合があります。

定員は各回20名程度です。申込み者が定員を超えた場合は班分けを行いますので隔週開催となる場合があります。

	内容	活動時間
月曜日	【体験交流】 パステルアート・絵画・臨床美術・ 畑 等 ※材料費集金有	4・5校時下校後～PM4：30 委員会・係活動～PM4：45
火曜日	【体験交流】 体育館での運動体験・昔遊び 寺子屋での囲碁将棋 等	体育館使用時 下校後～PM5:00 寺子屋開催時 下校後～PM4：45
水曜日	【体験交流】 華道・レカンフラワー・手芸・昔語 り 等 ※材料費集金有	5校時下校後～PM4：30 委員会・係活動～PM4：45
木曜日	【学習支援】 自学自習 宿題や自主学習	4校時下校後～PM3：00 5校時下校後～PM3：50 6校時下校後～PM4：30

※旧曽我部家の閉館時間は PM4：50 体育館使用時の閉館は PM5：00 です

1.1 お申し込み

- (1) 参加を希望する児童は、定められた期限までに電子申請にて登録してください。
原則として年度途中の申し込みや曜日変更はできませんのでご注意ください。
- (2) 月曜日から木曜日まで、4日間のうち、最大2日間まで参加することができます。
ただし、体験交流（月曜日・火曜日・水曜日）は、いずれか1日のみ参加が可能です。
- (3) 申込み受理後は、人数等を調整のうえ、3月上旬～中旬に参加決定通知をお送りします。

参加までの流れ

1/29～2/16 申込期間	3月上旬～中旬 参加決定通知/一斉メール登録	4月上旬 保険料等集金	4月下旬 かみのやま寺子屋開始
-------------------	---------------------------	----------------	--------------------

- (4) 参加決定後でも、以下のような場合は児童の安全を確保するため登録の取り消しになる場合があります。

①保護者からの連絡漏れにより参加日の児童の安否確認が困難になることが複数回ある場合

【ケース1 欠席の連絡がない】

(例) 参加する予定だったが本人が帰宅し、その後保護者からの連絡がない。

児童館に帰ってしまった場合も同様となります。

【ケース 2 登録内容変更の連絡が無い】

(例) 児童館を辞めた際、帰宅先が変更になった旨の連絡がない。

※変更があったらすぐにご連絡ください。

②児童が活動中に危険な行為などを複数回行った場合

(例 1) 体育館や児童館へ移動する際に列を乱す行為

(例 2) 体験時、体験とは別のこと(遊びや宿題など)を行う行為

(例 3) 禁止されている危険箇所(階段や池など)で遊ぶ行為

(例 4) プログラムを乱す行為

③登録情報の不備

(例 1) 申請内容(特に児童について)に入力もれがあることが判明した場合

(例 2) 後日病気やアレルギー等が判明し「かみのやま寺子屋」に申し出なかった場合

※ (4) の①～③に該当した児童が再び翌年再び参加する場合は、申請後から 2 月下旬頃に保護者面談を行わせていただきます。

※ 児童が安全に参加できるよう、病気やアレルギーなどの対応等を確認するため面談をお願いする場合があります(その場合、活動に参加するのは面談後からとなります)。

※ 参加に当たって不安な点などがありましたら個別に面談を行うことができます。面談を希望される方は事前にご連絡ください。

1 2 その他

(1) 新年度の寺子屋からの連絡手段として「寺子屋連絡 mobi」の登録が必要になります。参加決定後に書類を送付しますのですみやかに登録してください。令和 6 年度の「かみのやま寺子屋」の開始日や各種お知らせは「寺子屋連絡 mobi」にてご連絡します。

(2) 登録後、帰宅先や連絡先などに変更が生じた場合は直ちに電子申請にて変更の入力をお願いします(変更登録後は変更登録完了メールが届きますのでご確認ください)。

かみのやま寺子屋トップページの実施要領の下に変更登録画面へのリンクがありますのでそちらからお手続きください。

【変更の例】

(例 1) 児童センターを退所、または異動した場合

(例 2) 帰宅先が自宅だったが、祖父母宅に変更した場合(毎回の時のみ)

(例 3) 緊急連絡先(職場など)が変わった場合